

Column MESSAGE

事前相談の活用により、小さな村からの提案が実現
島牧村(北海道)島牧村役場 福祉課課長(兼)福祉係長
及川 光輝提案内容
平成28年

指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用に関する規制の明確化

Point

- 村からの提案が実現されたのは全国初
- 内閣府との事前相談で有益なアドバイスを得て、ノウハウを蓄積し、提案を作成



提案の経緯

高齢化社会への対応として、小規模多機能型居宅介護を核とした高齢者福祉複合施設を平成29年度に建設予定(平成30年度より運営開始予定)。現在、村内でデイサービスを利用する者は、当該複合施設で受け入れたいと考えていたものの、小規模多機能型居宅介護は、要支援者の利用が認められておらず、また当該複合施設において要支援者を対象とした介護サービスを実施するスペースもないことから、介護サービスの集約化や利用者の利便性に支障が生じることが懸念されていました。

このため、限られたスペースを有効に活用できるように、提案募集方式を活用し、厚生労働省の通知の改正を提案することとしました。提案募集方式の活用は、村の介護事業の担当者が、前職で地方分権改革を担当していたことがきっかけとなりました。

提案募集方式の活用は、村としても初めての取組でしたが、事前相談で、内閣府とのやり取りを重ねながら具体的な支障事例を固め、提案を提出することができました。なお、同提案は、「一億総活躍社会の実現」に資するものとして、提案募集検討専門部会で調査審議が行われる「重点事項」の対象として整理されました。

事前相談でノウハウを蓄積

内閣府との事前相談においては、村の介護事業の担当者から、「指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することが認められていないので、村として困っている。提案募集方式の活用により、これを認められるようにできないか。」といったシンプルなメール相談から始まりました。その後、内閣府からのアドバイスに従い、相談内容を四つの論点(以下の表参照)に分け、各論点に対する村の見解を整理することで、提案を提出可能なレベルまで高めることができました。

注目

事前相談において内閣府から示した四つの論点

- ①国の規制が不明確なことによって島牧村でどのような問題が生じているのか
- ②国の規制はどのような根拠で行われているのか
- ③問題を解決するためには規制をどのように明確にすればよいのか
- ④規制の明確化が行われたらどのようなメリットが得られるのか

II 提案募集方式について知りたい

2. 事前相談から提案までの手続

Column

各論点に対する村の見解

- ①小規模多機能施設の開設(平成30年度)により、現在村で実施しているデイサービス利用者の移行を予定しているが、移行を検討しているのは「要介護」の利用者としているため、「要支援」の利用者は別の場所で実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」によるサービス利用となり、今まで培ってきた利用者間の交流がとりづらくなってしまう。
- ②「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老建局計画・振興・老人保健課長連名通知)が根拠となっている。
- ③指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練、食堂及び介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することが認められること。
- ④介護サービスを集約していくことで、経費削減や予算の効率的執行が可能になるほか、村・サービス提供事業者・社会福祉協議会などの事業連携や交流を推進していくことで、利用者の満足度の向上も期待できる。

これらの見解を提案に反映し、村の提案内容を充実!!

取組の効果

事前相談により、提案の手続の内容、提案提出に必要な論点や、各論点に対する見解に求められる水準を把握することができました。さらに、地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会による担当省庁からのヒアリングでは、部会構成員から、国の通知の不明確さを指摘いただく等、運用改善に結びつく議論を行っていただき、担当省庁の理解を得て、提案の実現に至ることができました。

提案実現のイメージ図

